

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第445号)

平成18年3月10日

横情審答申第445号

平成18年3月10日

横浜市長 中田 宏様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年9月6日保サ第122号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成7年頃に施行された屋内外の住宅改修工事で使用された全ての手摺、及びその取り付け工事代金を無償にする旨を記載したメーカー：〇〇〇工業株式会社（大阪市）の社長からの謝罪手紙」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成7年頃に施行された屋内外の住宅改修工事で使用された全ての手摺、及びその取り付け工事代金を無償にする旨を記載したメーカー：○○○工業株式会社（大阪市）の社長からの謝罪手紙」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成7年頃に施行された屋内外の住宅改修工事で使用された全ての手摺、及びその取り付け工事代金を無償にする旨を記載したメーカー：○○○工業株式会社（大阪市）の社長からの謝罪手紙」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年7月6日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件個人情報は、平成7年度に施行された横浜市障害者・高齢者住環境整備事業（以下「住環境整備事業」という。）にかかるもので、障害者・高齢者住環境整備費助成決定調書（以下「住環境整備費助成決定調書」という。）に該当する。当該文書は、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。旧横浜市行政文書取扱規程（平成12年3月達第8号）による廃止前のもの）に基づき定められた平成7年度文書分類表の第3種－7であるので、保存期限（5年）経過により廃棄済みであることから、条例第25条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 平成7年2月に神奈川リハビリテーションセンター病院を退院して在宅介護となつた申立人は、同年頃に横浜リハビリテーションセンターの担当セラピストの監督

の下で住宅改修工事を行った。この時、浴室内と門扉から玄関までのアプローチへの手摺りも取り付けてもらったが、屋外に取り付けた手摺りに電気溶接が不完全な箇所があり、申立人がこの手摺りに伝って歩いて歩いて行ったところ、突然先端の部分がはずれてバランスを崩して倒れてしまった。

この件については、市福祉調整委員会へ苦情・相談を申し入れたが、申し送りもされなかつた状態で、そのままやむやになってしまい、解決には何らなつていな

- い。
- (3) この旨を工事を施工した元請け業者へ連絡するとともに、メーカーへも連絡したところ、社長は大いに陳謝して謝罪の手紙と屋内外に取り付けた手摺り全てを無償とし、それを反映した請求書を送付してきた。

なお、業者は当時、同メーカーの下請け業者として位置付けられており、この手摺りの実質取り付け業者でもあった。

- (4) 申立人は、（長男が代理代行）送付された手紙と請求書をサービス課へ提出し、全ての手摺り分については支払不要の旨を担当のケースワーカー（当時）へ充分に説明した。

- (5) しかし、ケースワーカーは、これを無視して支払い期日（30日）がきたというだけの理由で全額（約262万円）を支払ったことを後日聞いた。

- (6) 支払うべきでない「公金」を業者へ支払ったことは税金の無駄遣いとしか言いようがなく、まぎれもなく大きな問題と思われる。

その後、妻が機会あるごとに、幾度となくその旨をケースワーカーに話したが、ケースワーカーは妻をいつも避け続け、また、サービス課全体がこの事実を隠蔽するかのような行為も行い、後日、申立人が業者へ電話連絡をした時には、同社は既に倒産しており、支払われた代金は同社が持ち逃げしたかたちになり、一部の下請け業者には代金不払いであったと聞いている。

申立人としては手の打ちようがないし、こうした点に役所が何ら関与しないことは大変問題だと思う。

- (7) 申立人は、このサービス課の対応に強い不信感を覚えたので、先ごろあえて「本人個人情報開示」を求めた。しかし、申立人の納得いく回答どころか、逆に、「非開示決定通知」を送付してきたので、申立人はこれに強い憤りを覚え、ここに異議申立をする次第である。申立人の場合は、市の税金が無駄遣いされたということを鑑みると、重大な職員の職務怠慢と判断した。ここに強く抗議をする。

(8) 書類の保存期間や個人情報開示については、誰が情報公開の決定権を有するかについてを改めて検討いただきたいと思う。特に、申立人はまだ市内在住者で、且つ、生存している身であるので、このような書類は少なくとも本人が市内に生存している間は何らかの方法で保存すべきと思う。

5 審査会の判断

(1) 住環境整備事業について

住環境整備事業は、横浜市障害者・高齢者住環境整備事業実施要綱（平成5年4月1日制定。現在の横浜市障害者住環境整備事業実施要綱）に基づき、障害者・高齢者の住環境を改善し、自立の支援、介助者の負担軽減及び寝たきりの防止を図ることを目的として住宅改造費等の助成を行っているものである。

助成対象者は、市内に居住している者で、身体障害等により住宅改造等の必要性が認められるものであり、助成額は住宅改造費等の額又は助成限度額のいずれか少ない額から自己負担額を差し引いた額となっている。

住環境整備事業の制度を利用する場合は、利用者は施工業者に自己負担額を支払い、自己負担額を除く助成額については施工業者が福祉事務所長（当時。現在の福祉保健センター長）に請求をし、福祉事務所長が当該業者に直接支払う仕組みになっている。具体的な現在の事務の流れは、区福祉保健センターサービス課（以下「サービス課」という。）において申請者宅の訪問調査、見積書や工事計画書等の確認作業等を通じて住環境整備事業の決定業務を行い、区福祉保健センター福祉保健課において施工業者への支払業務を行っている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、平成7年頃に申立人が住環境整備事業を利用し自宅の住宅改修工事を行ったときに、使用された全ての手摺及びその取り付け工事代金を無償にする旨を記載した手摺部品メーカーの社長から申立人에게謝罪手紙があり、申立人は、当該謝罪手紙を実施機関に提出したと主張している。

当該手摺部品メーカーは、当該住宅改修工事の施工業者に手摺部品を納品する関係にあったと推測される。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報が文書分類上の住環境整備費助成決定調書に該当し、保存期限（5年）経過により廃棄済みであり保有していないとしている。

イ 当審査会では、本件処分の妥当性について検討するため、平成17年10月28日に

実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 非開示決定に当たっては、開示請求書に平成7年頃の住環境整備事業との記載があることから、サービス課に備えられている身体障害者更生指導台帳により確認したところ、平成7年12月21日に住環境整備事業として費用の助成が決定した旨の記録があったため、当該住環境整備工事が本件請求の対象となる工事であると特定した。

(イ) 住環境整備事業として費用の助成を決定したものについては、住環境整備費助成決定通知書を作成し、申請者に送付している。その決定通知書の控えや助成申込書等の一連の書類を、住環境整備費助成決定調書と称している。住環境整備費助成決定調書は、平成7年度文書分類表の第3種－7であるので、5年保存の文書として取り扱っていた。また、住環境整備事業への苦情に関する文書を取得した場合は、該当する住環境整備事業の関係書類として同一ファイルに一体のものとして保存しており、同じく住環境整備費助成決定調書として5年保存の文書に当たるものとして取り扱っていた。

本件個人情報である謝罪手紙は、請求者本人に係る住環境整備事業についての苦情に関する文書であることから、通常であれば請求者本人に係る住環境整備費助成決定調書としてまとめてファイルに保存されるものであるが、当該決定調書は既に5年が経過し廃棄され存在しないため、そのような取扱いがされたのかどうか確認することはできない。

しかし、いずれにせよ本件個人情報については、その存在を確認することができないため非開示決定とした。

(ウ) また、非開示決定に当たっては、当時の担当ケースワーカーにも本件個人情報が存在したのかを確認したが、記憶にないことであった。そのため、非開示決定通知書に「想定されますが…」との記載をし、存在したかどうかも定かではなく、仮に存在したとすればとの意味合いを持たせた。

なお、異議申立てを受け、再度当時の関係者等にも本件個人情報が存在したのかを確認したが、記憶にないことであった。

ウ 当審査会としては、上記の事情聴取を踏まえ、以下検討する。

実施機関は、身体障害者更生指導台帳に平成7年12月21日付で住環境整備事業の助成が決定された旨の記録があるとしていることから、当審査会で当該台帳を見分したところ、記録の存在が確認された。

また、当審査会は、事情聴取において実施機関が本件個人情報をそもそも取得したのかを確認したが、上記のとおり取得したかどうかも定かではないとの説明であった。本件個人情報を取得していない場合は、廃棄済みであるとの理由は誤った説明となるが、本件のような謝罪手紙の性格を考えると、実施機関が通常の業務として当然に取得すべき書類ではなく、また、10年ほど前の文書を請求されていることから、取得したかどうかも定かではない場合も考えられる。

実施機関は、仮に存在したとすれば、本件個人情報が当該住環境整備事業への苦情に関する文書であることは本件異議申立書の内容からも明らかであり、通常そのような文書が存在するとすれば、当該工事の住環境整備費助成決定調書として保存されるものであると主張している。当審査会としては、実施機関の主張のとおり、本件個人情報が当該工事の住環境整備費助成決定調書としてファイルに保存されていたとすれば、保存期間を経過し既に廃棄済みであるとの説明に不合理な点は認められないものの、本件個人情報を住環境整備費助成決定調書として保存しておらず、他のファイルに保存している可能性も考えられるため、実施機関に再度確認させたが、本件個人情報の存在を推認させる事情は認められなかつた。

したがって、本件個人情報をもともと取得していなかったのか、取得したが廃棄してしまったのかは定かではないが、本件個人情報が現時点で存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることができなかつた。

エ なお、本件処分の非開示決定通知書には「障害者住環境整備助成決定関係書類が想定されますが、保存期間(5年)経過により廃棄済みであり、保有していないため」と非開示理由が記載されているが、このような記載では、本件個人情報が存在したかどうかも定かではない状況を申立人に伝えることはできず、取得はしたが廃棄したと受け取られてしまう。実施機関は、非開示決定通知書の理由欄等の記載に当たっては、いかなる事実を認定した結果、存在しないとして非開示の決定をしたのかがそれ自体から申立人に理解されるようわかりやすく記載すべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 17 年 9 月 6 日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 17 年 9 月 8 日	・部会で審議する旨決定
平成 17 年 9 月 16 日 (第 10 回第三部会)	・諮問の報告
平成 17 年 9 月 22 日 (第 69 回第一部会)	
平成 17 年 9 月 30 日 (第 71 回第二部会)	
平成 17 年 10 月 14 日 (第 72 回第二部会)	・審議
平成 17 年 10 月 28 日 (第 73 回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成 17 年 11 月 25 日 (第 75 回第二部会)	・審議
平成 17 年 12 月 9 日 (第 76 回第二部会)	・審議
平成 18 年 1 月 13 日 (第 77 回第二部会)	・審議
平成 18 年 2 月 10 日 (第 78 回第二部会)	・審議